

下野市立祇園小学校いじめ防止基本方針 R3.4～

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条第1項より抜粋

2 いじめに対する理解

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学年・学級でも、起こりうるものである。
- (2) いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対処して解決を図る必要がある。
- (3) 学校は、市、家庭、地域、関係機関・団体と連携を図り、一体となっていじめの防止等の対策に取り組む必要がある。
- (4) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
- (5) いじめの問題の根本的な解決のためには、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

II 未然防止

1 いじめの未然防止のための対策の基本となる事項

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、適切な初期対応をとる。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめ早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して未然防止、早期発見、指導にあたる。

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめを生まない風土づくり

いじめの未然防止及びいじめ問題の解決のためには、人権尊重の教育の充実を図るとともに、いじめをなくす実践力を培うことが重要である。その基盤として、以下の点を意識しながら学級経営の充実に努めることが大切である。

ア 学級経営の充実

- ・子どもたち自身がお互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団。
- ・友達の願いや思いを共感的に受け止めることができる豊かな感性や、仲間と共に問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成。
- ・いじめの問題が、当事者間だけでなく、学級や学校全体の課題であるとの認識や、信頼と協調に基づく人間関係の形成が集団の構成員一人一人にとってプラスであるとの認識を育むこと。

イ 道徳教育の充実

- ・未熟な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮することは言うまでもない。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、

許さないという、人間性豊かな心を育てるとともに、自己有用感を高めることが大切である。そのため、道徳の授業における題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱う。

ウ 人権教育の充実

- ・ いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。また、子どもが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

エ 情報モラル教育の充実

- ・ 児童が情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施するとともに、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導する。

(2) 日頃の児童の人間関係の把握

担任による日々の指導や児童との関わり、他の教職員からの情報などを通して児童の様子や人間関係の把握に努める。

ア 教科指導・生活指導（給食指導・清掃指導等）

イ おしゃべりタイム（教育相談）

ウ 学級力アンケート

エ ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンター

オ 教職員研修の充実

(3) 自尊感情を高める教育活動

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながる。

ア すべての子どもが授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善。

- ・ 授業を公開して互いの授業を参観しあい、スキルを高め、わかる授業の実践（発問や指導方法の工夫等）。
- ・ 学校課題研究のより一層の充実を図る。

イ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫。

ウ 担任の子どもへの自信をもたせる言葉かけ。

エ あいさつ運動

- ・ 気持ちのよいあいさつを目指した児童会活動を推進する。

オ 児童集会

- ・ いじめ防止等について、児童の主体性を生かした活動を推進する。

カ 集団との関わり方を実感し、学ぶ体験活動の充実。

- ・ 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる場の設定と、工夫をし、コミュニケーション力を育成する。
- ・ 縦割り班活動（ふれあい遠足等）
- ・ 宿泊学習の充実
- ・ 学校行事
- ・ 児童会活動
- ・ 総合的な学習の時間
- ・ 各教科等における道徳性育成に資する体験活動の推進。

(4) 保護者や地域への働きかけ

懇談会やPTA運営委員会、学校運営協議会等でのいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめ問題に対する家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動を行う。

Ⅲ 早期発見・早期解決に向けての取組

1 学年・学級経営、全教育活動の中で児童の変化を察知

すべての教員が、児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

- (1) いじめアンケートの実施
- (2) おしゃべりタイム等、児童と接する時間の確保
- (3) 態度・顔色等に注意する
- (4) 教科等の提出物への取組状況、成績の大きな変化に着目する
- (5) 学習用具、準備物忘れ、紛失、新品購入、落書きに注意する
- (6) 休み時間等の過ごし方（友人関係の変化、グループの固定化、一人ぼっち等）
- (7) 家庭学習の記録、日記、連絡帳等の記載事項に注意する

2 「学校いじめ防止等対策会議」の設置について

- (1) いじめと思われる状況を発見したときには、「学校いじめ防止等対策会議」を設置し、いじめ問題の解決に向け、全職員で取り組む。

「学校いじめ防止等対策会議」の役割

【未然防止】

◇いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

◇いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇いじめの被害児童に対する支援や加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応等を組織的に実施する役割

◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割

◇学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

構成員は、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、いじめ被害者及び加害者の学級担任とする。この組織には、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家等を交えて構成する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、直ちに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに学校いじめ防止等対策会議を開催し、事実確認等は本組織を主体として行う。なお、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員がそろわなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。また、学校いじめ防止等対策会議は、いじめ事案が発生した場合以外にも、月1回の定期的な会議を行う。

※「学校いじめ等防止会議」について、全教職員の共通理解の下に行う。また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関等との連携など、一連の対応については記録を残し、市教育委員会に報告し、連携を図る。

3 教職員の対応及び他機関との連携

- (1) 情報収集を綿密に行い、それを教職員全員で共有し、事実確認を行う。その上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- (2) 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。

○ホットほっと電話相談

【子ども専用】いじめ相談さわやかテレホン TEL 028-665-9999

【保護者専用】家庭教育ホットライン TEL 028-665-7867

○いじめ・不登校対策チーム（相談専用電話）下都賀教育事務所 TEL 0282-23-3782

○教育相談窓口（下野市） <スマイル教室> TEL 0285-52-2116

<サポートセンター> TEL 0285-52-1140

<学校教育課> TEL 0285-32-8918

- (3) いじめられている児童、いじている児童に対する相談、心のケアとして、養護教諭、スクールカウンセラー等と連絡を取りながら、指導を行う。
- (4) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する事が重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

4 保護者との連携

- (1) 祇園小だより、学年だより等での情報提供、協力依頼をする。
- (2) 出欠、早退、遅刻、その他こまめに連絡を取り合う中から変化を見つけ、必要に応じて保護者との教育相談を行う。
- (3) 家庭訪問・個人面談・懇談会の中から発見し、直ちに事実確認、指導にあたる。

5 地域との積極的な交流による情報収集

- (1) P T A 執行部、地区部、学年委員等からの話、会話の中から発見し、連携して指導に当たる。
- (2) 近隣の学校、子供会、育成会、市学童、公民館等と連携して情報収集を行う。
- (3) 警察署、派出所、学校運営協議会員、民生児童委員、交通指導員、学校安全ボランティアとの連携を図り、必要に応じて相談、指導に関わってもらう。

【配慮事項】

◇被害児童（家族）の心身の立ち直りが中心となる。

※加害者、学級、校内の他の児童、保護者及び地域の人々についても配慮していく。

◇児童の直接の指導は担任・学年主任が行う

※場合によっては、（各ブロック）・養護教諭・教育相談担当・児童指導主任・教務主任・教頭・校長も行う。保護者等には校長（教頭）が立ち会うこともある。

◇指導は、広く目配りをし、深く掘り下げて行う。また、徹底した指導、再発、潜行の絶無を期し、見守る。

IV いじめ問題への対応

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ・いじめ問題発見



事実確認

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する

※事実関係を把握したら、報告（問題によっては、発見後直ちに報告）

※担任→学年主任→児童指導主任、教務主任、教頭→校長

- ◇誰が誰をいじめているのか？
- ◇いつ、どこで起こったのか？
- ◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか？
- ◇いじめのきっかけは、背景、人間関係は？
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？ など

対応

○校長の指示により

- ・学校いじめ防止等対策会議を開く。
- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・市教委への報告。
- ・関係機関の協力を受けることの可否
- ・学校運営協議会・PTAへの対応。
- ・マスコミへの対応。

児童への指導・支援

○いじめられた児童に対して

- ・保護し、心配や不安を取り除く。
- ・最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ・定期的な面談やスクールカウンセラーの活用により心のケアを図る。

○いじめた児童に対して

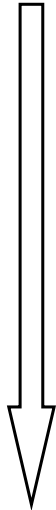
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・定期的な面談やスクールカウンセラーの活用により心のケアを図る。

○周りの児童たちに対して（いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。）

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。

- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

保護者への対応



- 保護者への対応（担任・学年主任・児童指導主任・教務主任・教頭・校長）
- 被害児童保護者に対して
 - ・発見したその日のうちに家庭訪問等で、実情とこれまでの指導の経過及び今後の対応について説明し、理解と協力をお願いする。
- 加害児童保護者に対して
 - ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・児童の変容を知るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

P T A と の 協 力



児童への継続指導

- 状況により P T A 等にも説明、協力依頼
- 指導の継続と指導の経過の随時報告
（担任→学年主任→児童指導主任→教育相談担当・教務主任・教頭・校長）
- 事態が改善されない場合の対応策の再検討と対応

【担任としての具体的な対応】

「いじめはどの学級でも起こりうる可能性がある」との認識に立って対処する。

○いじめている子どもへ

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめていることを止めさせる。」
- ・いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているかを理解させる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら教師との信頼関係をつくる。
- ・当番活動や係活動など、具体的な場でのよい活動を積極的に見つけほめる。

○いじめられている子どもへ

- ・全力でいじめから守ることを約束することにより、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
- ・いじめられた内容や、辛い思いなど親身になって聞くとともに、いじめを解決する方法について一緒になって考える。
- ・活躍の場をつくり、認め励ますことによって、自信をもたせるようにする。

○学級全員に対して

- ・見て見ぬふりをすることは、いじめを助長することになることを理解させる。いじめを見つけたら、先生や友だちにすぐに知らせ、すぐに止めさせることを徹底する。
- ・友達のいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さを理解させる。
- ・一人一人がかけがいのない存在として尊重され、安心して生活する権利をもっていることを理解させ、温かい人間関係の構築に努める。

V ネット上のいじめへの対応

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷・個人情報の流出・なりすましによる犯罪行為等により、いじめを行うこと。

1 トラブルの種類

- (1) 掲示板・ブログ・プロフでのいじめ
- (2) メールでのいじめ
- (3) チェーンメールでのいじめ
- (4) SNSから生じたいじめ
- (5) 動画共有サイトでのいじめ
- (6) 無料メッセージアプリでのいじめ



匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと、安易に誹謗中傷が書き込まれやすい。

- ・メッセージを読んですぐに返信しないことで「既読無視」といわれ、仲間外れにされる。グループから強制的に退会させられる。グループに1人だけ残して別のグループを立ち上げるなどがある。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携・協力し、双方での指導を行うことが大切である。

(1) 学校における情報モラルの指導

ア 情報モラル教室の実施やリーフレットを活用した指導の実践

○指導のポイント

- ・発信した情報は多くの人にすぐに広まり、簡単には回収できないこと。
- ・匿名でも書き込みをした人は特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

(2) 保護者への啓発

ア 児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングはもちろん、家庭において児童を危険から守るためのルール作りを行うこと。特に携帯電話、スマートフォンは安易に持たせないよう理解を得る。

イ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。

ウ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

(3) 早期発見・早期対応に向けて

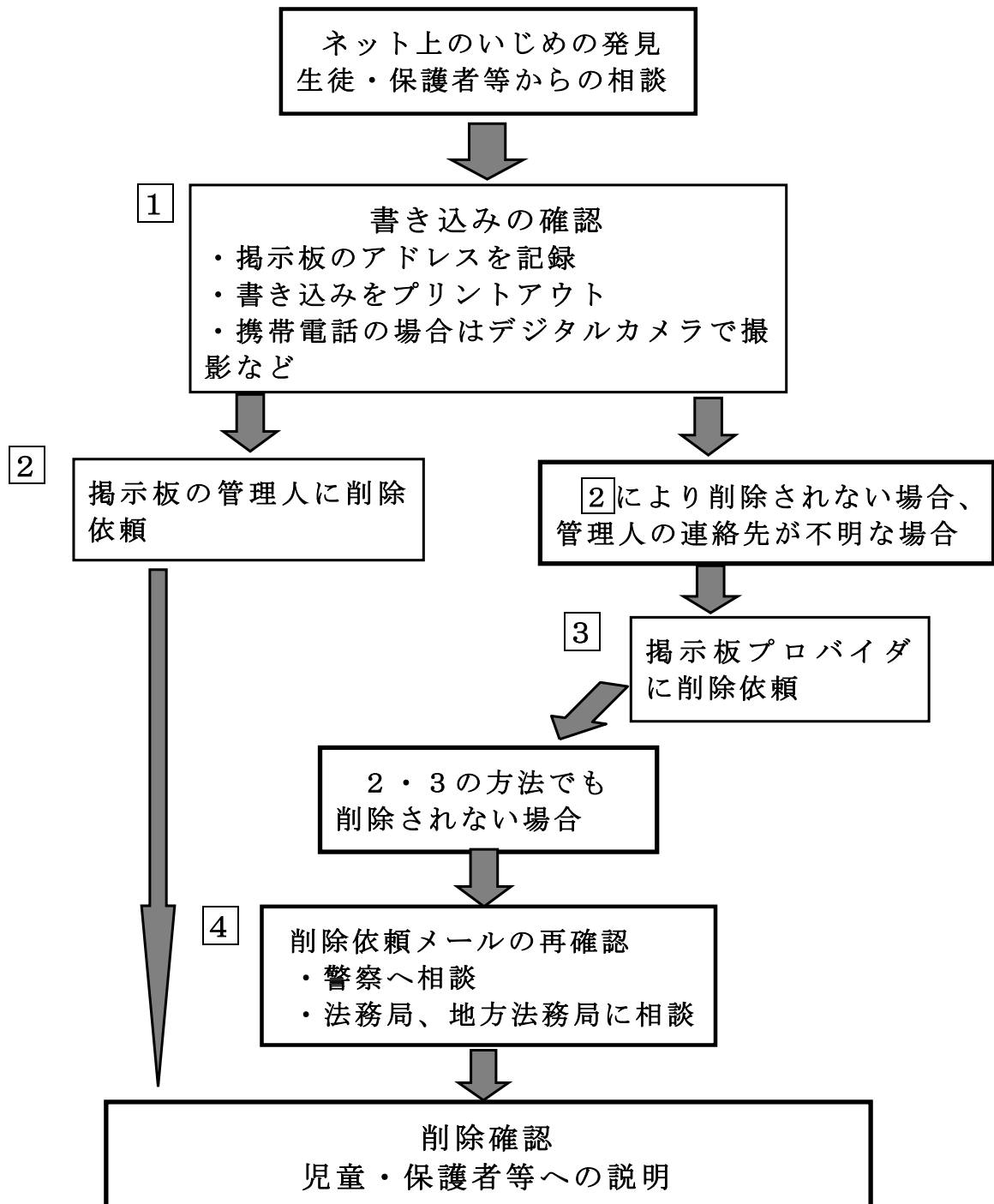
ア 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

○書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子どもや、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

○学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

○インターネットを通じたいじめを受けた児童またはその保護者は、当該いじめに関する情報の削除を求め、または発信者情報の開示を請求するときは、法務局または地方法務局の協力を求めることができる。

イ 書き込みや画像の削除の手順（例）



※ネット上へのいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払う必要がある。

VI その他の取組

1 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

- (1) 教育相談計画にいじめ対策の計画を加え、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- (2) 人権教育、道徳教育等の年間指導計画にいじめ問題を位置づける。

2 教職員研修の充実

- (1) いじめ問題を取り上げた事例研究会の開催
- (2) いじめ問題を取り上げた人権教育研修会の開催
- (3) ネットいじめに対する、情報モラル研修会の開催
- (4) いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、次年度の計画作成に生かす。

VII いじめ防止に係る具体的取組

月	主 題	内 容
通年 職員会議時 通年	職員会議 児童指導について 学校いじめ防止等対策会議 (定例会)	情報交換を通して、各学年のいじめ、不登校の 状況、その他問題等の報告、対応の確認) 校務運営会議後、学校いじめ防止等対策会議 (定例会) を実施
5月	事例研究会	配慮を要する児童への共通理解と指導方針検討
6月	校内研修 いじめアンケート① Q Uテスト 教育相談週間	いじめ不登校研修① いじめの実態調査① おしゃべりタイム
7月	学級力アンケート①	夏休み明けにアンケート結果について話し合う
8月	校内研修	いじめ不登校研修②
10月	いじめアンケート② 学級力アンケート②	いじめの実態調査② 後期の始めにアンケート結果について話し合う。
11月	校内研修	全学級で人権 (いじめ) に関する授業の実施 人権問題に対する研修も実施。
12月	校内人権週間 人権集会 学級力アンケート③	全児童に対し人権についての意識の高揚を図る 集会を実施する
1月	いじめアンケート③ 教育相談週間	いじめの実態調査③ おしゃべりタイム
2月	↓	
3月		次年度への引き継ぎ